

経営会議の内容

件名	大和州市税条例の一部改正（わがまち特例を規定等）について
所管部	総務部
日時・場所	令和3年10月20日（水）9：00～9：30 研修室
出席者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境施設農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、収納課長、市民税課長、資産税課長、市民活動課長、下水道・河川施設課長
提出理由	地方税法の改正その他に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none">・今回の条例改正で定められる特例措置を受けるために必要な雨水貯留浸透施設整備計画とはどのようなものか。 （関連部）民間事業者が開発行為等を行う際に作成するもので、設置する雨水貯留浸透施設の構造や管理方法などを記載する計画である。この計画をもって民間事業者等は県に認定の申請を行うことになるが、詳細な事務手続きについては現時点で明らかにされていない。・本市では、幸いここ1、2年で溢水となる事態はないものの、近年、全国各地で発生している集中豪雨による被害などを踏まえれば決して楽観できない状況であり、民間事業者の協力も得ながら流域治水を進める上では、今回の特例割合を最大軽減となる1/6を選択することは理解できる。・境川、引地川ではどの程度の雨量に対応できるのか。 （関連部）両河川ともに概ね時間雨量60mmに耐えうるよう、県の河川改修工事が進められており、進捗状況は境川で約6%、引地川で約55%である。・現実的に甚大な被害を出す集中豪雨が発生している中で、河川改修はなかなか進んでいない状況である。そのあたりの考え方は。 （関連部）河川改修は莫大な事業費がかかることからどうしても時間がかかる。今回の特例措置の創設に関する特定都市河川浸水被害対策法の改正の主旨は、そうした事情を踏まえ、少しでも浸水被害を軽減するために、幅広く民間事業者等からも協力を得られるようにすることにあると捉えている。
会議結果	案のとおり、進めていく。